松山税務署からのお知らせ

▶ご利用ください 振替納税制度

所得税などや個人事業者の消費税の納税方法は、振替納税が安 心で便利です。新たに振替納税を希望する場合は、税務署か金融 機関に「預貯金口座振替依頼書」を3月16日(月)までに提出してく ださい。平成26年分の所得税などの振替納付日は、4月20日(月)、 個人事業者の消費税の口座振替日は4月23日(木)です。

▶さらに便利で使いやすくe-Tax

自宅や事務所から申告や納税ができるサービスです。国税庁 ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを取 り込み、税務署に送信することができます。詳しくは e-Tax のホーム ページ (http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

● e-Taxのメリット

- ①自宅からネットで簡単申告
- ②24時間利用可能(1月13日(火)から3月16日(月)まで)
- ③添付書類の提出を省略(5年間保管する必要はあり)
- ④書面申告と比べ、還付がスピーディー
- ※ e-Tax での電子申告には、電子証明書付きの住基カードや IC カード リーダライタが必要となります。

▶記帳義務の拡大

個人の白色申告者で営業、農業や不動産貸付などを行う全ての人 (所得税などの申告の必要がない人を含む)は、26年1月から記帳 と帳簿書類の保存が必要です。

▶復興特別所得税の記載漏れに注意

平成25年分から49年分までは、所得税と復興特別所得税を併 せて申告・納付することとなっています。確定申告書を作成すると きは、「復興特別所得税額」欄の記載漏れがないよう注意してくださ い。記載は、還付申告の人を含め、全ての人について必要です。 【算式】復興特別所得税=基準所得税額×2.1%

▶松山税務署での確定申告相談

- 期 間 所得税など 2月16日(月)~3月16日(月) 2月 2日(月) ~3月16日(月) 消費税・地方消費税 ~3月31日(火)
- ※土・日曜日、祝日を除きますが2月22日(日)、3月1日(日)は 実施します。
- 9時~16時
- 松山税務署(松山市若草町4-3松山若草合同庁舎)
- 所得税など、贈与税、消費税・地方消費税の申告書類な どの作成
- 持参品 右記の「申告に必要なもの」参照
- ■松山税務署 ☎941-9121(自動音声案内)

町県民税

平成27年1

申告が必要な人

況が次に該当する人です。 内に住所があり、 、前年中の状1日現在、町

追加する各種所得控除のある 民税が減額される場合があ 人は、申告をすることで町 ※申告が必要ない場合でも、

▽給与または公的年金以外の

申告をした人は必要あ

ませ

ただし、所得税などの確定

入) があった人 卜、一時金、個人年 収入(営業、農業、不動産、 · 金 などの パー 収

②税務署から申告書を送付さ

①印鑑(認印で可)

申告に必要なも

③給与や年金の平成26年分の

れている人はその申告書

ある人は、収支内訳書(収入、

経費を必ず集計してきてください)

⑦還付金の受取口座 払った医療費の領収書(必ず ⑥医療費控除を受ける人は、

は、領収書や支払(控除)証明書 震保険料などの控除を受ける人 ⑤社会保険料、 生命保険料、

合計が20万円を超える人 給与や退職所得以外の所得

所 得 税と復興特別所得税

(以下「所得税など」)

 \mathcal{O}

収入がある人、 額を超える人 養控除などの所得控除の合計 の所得合計額が基礎控除、扶 売った人などで、平成26年中 平成26年中の給与収 土地や建物を

の所得が20万円を超える人 円を超える人または年金以外

2千万円を超える人

▽年金の収入金額が40

0万

からもらっている人

▽給与を2カ所以上の事業所

▽年末調整を受けていない人 用を受けることができる人 ▽住宅借入金等特別控除の適 還付される場合があります。 源泉徴収された所得税などが 次のような人は、申告をすると

円以下でも、これを含めて申告 所得以外の所得の合計が 告をする場合は、給与や退職 受ける人など ※還付を受けるために確定申 しなければなりません 20 万

申告が必要な人

還付申告

- 告の必要がない場合でも、

▽医療費控除や寄附金控除

2月16日月~3月16日月 確定申告

確定申告期間中は、

下記の日程で申告相談を実施します。

期限内に申告をしなかったり、

誤った申告をしたりすると、

後で不足の税金を納めることになるだけでなく、

加算税や延滞税も納めなければなりません。

正しく早めに申告しましょう。

不動産、株式 (特定口座以外の場合) などの譲渡所 得がある人は、松山税務署で申告してください。

◆役場申告会場

日時 2月16日周~3月16日周 (土・日曜日は除く) 9時~11時30分、13時~16時

場所 役場 2 階大会議室

- ※役場正面玄関入口は7時30分に開きます。
- ※混雑状況によっては午前中に受け付けをしても、申告 相談の開始が 13 時以降になることがあります。 あらかじ めご了承ください。

◆各地区公民館・集会所

期間	9時~11時30分	13 時~ 16 時
2/19 🖈		徳丸
20 🎕	大溝	中川原
23	永田	神崎
24 🕸	横田	出作
25 🕏	東古泉	鶴吉
26 🖈	北川原	大間
27 🎕	恵久美	上高柳
3/2	塩屋	昌農内
3 🕸	南黒田	西高柳
4 🕏	新立	西古泉
5 🖈	本村	筒井
6 🏝	宗意原	北黒田

●町県民税について 税務課町民税係 所得税について

2 985-4110 **2** 941-9121

9 2015-2 ❖ 広報 まさき